

# 真岡市廃校利活用推進事業 事業者提案 公募要項

真岡市

令和4年1月

## 目次

1. 目的 .....	1
2. 対象となる施設と留意事項 .....	1
(1) 旧山前南小学校 .....	1
(2) 旧東沼小学校 .....	1
(3) 旧中村南小学校 .....	1
3. 事業者提案の公募条件 .....	2
(1) 基本事項 .....	2
(2) 貸付に関する事項 .....	3
4. 活用上の制約等 .....	5
(1) 市街化調整区域における規制 .....	5
(2) 主な設備 .....	5
(3) 供給処理 .....	6
(4) 看板等の設置や景観への配慮 .....	7
(5) 問合せ先 .....	8
5. 応募資格 .....	8
6. 応募の手順 .....	9
(1) 公募要項の配布 .....	9
(2) 質問及び回答 .....	10
(3) 現地見学 .....	10
(4) 応募登録書類の提出 .....	10
(5) 提案書類の提出 .....	11
(6) プレゼンテーション審査の実施 .....	12
(7) 審査の概要 .....	13
(8) 地域説明会の実施 .....	14
(9) 基本協定締結 .....	14
(10) 賃貸借契約の締結 .....	14
7. その他の事項 .....	14
8. 担当窓口 .....	15

様式集 .....	16
様式1号 応募登録申請書（単独応募用） .....	17
様式2号 応募登録申請書（グループ応募用） .....	18
様式3号 応募資格申出書 .....	19
様式4号 応募者の概要書 .....	20
様式5号 応募申込書 .....	21
様式6号 事業提案書 .....	22
様式7号 質問書 .....	26

## 1. 目的

平成30年3月に廃校となった小学校3校について、有効に利活用することで地域の活性化を図ることを目的とし、利活用参入を希望する民間事業者等を広く募集します。

## 2. 対象となる施設と留意事項

対象となる廃校施設は以下のとおりです。

### (1) 旧山前南小学校

ア 所在地	真岡市東大島 713 番地
イ 竣工年（校舎）	1980 年
ウ 敷地面積	19,221.00 m <sup>2</sup>
エ 延床面積	2,927.00 m <sup>2</sup>
オ 用途地域	市街化調整区域

### (2) 旧東沼小学校

ア 所在地	真岡市東沼 657 番地
イ 竣工年（校舎）	1980 年
ウ 敷地面積	17,442.64 m <sup>2</sup>
エ 延床面積	2,708.80 m <sup>2</sup>
オ 用途地域	市街化調整区域

### (3) 旧中村南小学校

ア 所在地	真岡市中 2210 番地
イ 竣工年（校舎）	1986 年
ウ 敷地面積	17,539.00 m <sup>2</sup>
エ 延床面積	2,970.03 m <sup>2</sup>
オ 用途地域	市街化調整区域

\*詳細については、別添「物件概要」をご覧ください。

### 3. 事業者提案の公募条件

#### (1) 基本事項

- ア 廃校となった小学校を有効に利活用することで地域の活性化につながる実現可能な事業計画をご提案ください。なお、活用事業は既存建物等の利活用が前提となります。
- イ 体育館、校庭は、避難所の指定や地域スポーツクラブ等の利用があります(別添物件概要参照)ので、それらの活動に配慮した提案を行ってください。
- ウ 施設整備及び運営にあたっては、建築基準法や消防法等の関連する法令、条例等を遵守するものとし、改修等のために必要な各種法令等に基づく届出は利用事業者が行うものとしします。
- エ 当該物件の優先交渉権者は、決定後速やかに市との基本協定締結に向けた協議を開始することとしますが、協議にあたり、提案した当初の事業計画について、事業内容の大幅な改変や長期に渡るスケジュールの延期等が認められる場合、市は優先交渉権者の資格を取り消すことができるものとしします。
- オ 当該物件の優先交渉権者は、決定後速やかに地域住民を対象とした事業内容等の説明会を開催することとし、地域住民の意見等を十分に聴取したうえで可能な限り事業計画への反映に努めるものとしします。また、地域住民との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への影響に配慮するものとしします。
- カ 基本協定締結から概ね1年以内を目途に賃貸借契約を結ぶものとしします。賃貸借契約の目途が立たない場合は、市は次点の優先交渉権者と協議を行えるものとしします。
- キ 本市は、契約の履行状況を確認するため、必要に応じて校舎等の使用状況を調査し、または利用事業者に必要な報告を求めることができるものとしします。

## (2) 貸付に関する事項

ア 貸付のみとし、売却は行いません。

イ 貸付期間

10年以上（事業実施のための施設整備、改修工事期間含む）でご提案ください。なお、5年ごとに契約更新を行いますが、建物の躯体に係る更新（建替えや大規模改修等）を要する場合は、契約の更新ができないことがあります。

ウ 貸付範囲

旧学校施設（校庭、体育館、プール含む）及びその敷地全体を貸付範囲とし、事業者は使用しない施設についても包括管理を行うものとします。

エ 貸付料

応募事業者において希望する価格（年額）をご提案ください。提案にあたっては、自らの事業計画及び資金計画に基づき、実現可能な価格で提案してください。価格も審査対象とします。

オ 現状有姿での貸付とします。

カ 以下の項目については利用事業者の負担とします。

(ア) 契約に関する費用

(イ) 設備の更新費用

(ウ) 物件の設備及びこれに類する機器の維持管理費用(法定点検、清掃等)表1

(エ) 事業実施のために必要となる施設整備、改修に要する費用（旧学校施設の内外装・設備の改修をする場合は、事前に本市の承認を受けなければならない。）

(オ) 本物件の修繕費用（ただし、自然災害等を原因とする修繕費用負担について、甲乙協議の上決定するものとします。）

ただし、建物の躯体に係る修繕については市の負担とします。建物の躯体に係る修繕とは、雨漏り修繕や外壁修繕のことです。

(カ) 本物件内の水道光熱費及びこれに類する費用（表2）

(キ) 本物件で発生するごみ処理費用

(ク) 敷地内の樹木等の維持管理費用（表3）

(ケ) 本物件の定着物その他引渡し時に存する備品の撤去処分に要する費用

(コ) 本物件返還時に要する原状回復費用

(サ) その他貸付範囲の使用に伴い発生する一切の費用

表1 物件の設備及びこれに類する機器の維持管理費用（参考：令和2年度実績値）

	旧山前南小学校	旧東沼小学校	旧中村南小学校
消防設備保守点検費	約 10 万円	約 10 万円	約 15 万円
浄化槽保守管理費	約 5 万円	—	約 5 万円
受水槽、高架水槽点検費	約 12 万円	約 14 万円	約 10 万円
簡易専用水道検査費	約 2 万円	約 2 万円	約 2 万円
排出処理水水質検査	約 4 万円	—	約 4 万円
自家用電気工作物保守管理	約 10 万円	約 13 万円	約 12 万円
機械警備	約 25 万円	約 25 万円	約 25 万円
合計	約 68 万円	約 64 万円	約 73 万円

\*旧中村南小学校は、雨水トレンチの管理が必要となります。

\*上記費用は、設備及びこれに類する機器の点検費や管理費を記載しています。本点検に伴い実施した修繕費用は含まれていません。

表2 本物件内の水道光熱費及びこれに類する費用（参考：令和2年度実績値）

	旧山前南小学校	旧東沼小学校	旧中村南小学校
電気料（年額）			
R2 閉校後	約 34 万円	約 26 万円	約 38 万円
H29 開校当時	約 102 万円	約 70 万円	約 107 万円
水道料（年額）	約 5 万円	約 3 万円	約 3 万円
電話料（未契約）	—	—	—
ガス代（未契約）	—	—	—

表3 敷地内の樹木等の維持管理費用（参考：令和2年度実績値）

	旧山前南小学校	旧東沼小学校	旧中村南小学校
敷地除草等	約 45 万円	約 33 万円	約 44 万円

\*害虫防除費用は含まれていますが、高木の伐採・剪定費用は含まれていません。

キ 事業者が賃借権の全部または一部を第三者に譲渡することはできません。転貸しようとする場合は、市との協議事項や合意事項を継承することと、事前に書面により市の承諾を得てください。なお、転貸に関して開発行為が必要となる場合があります。

#### ク 契約不適合責任

契約締結後、物件に数量の不足又は契約の内容に適合しないものがあったとしても、賃貸借料の減額、損害賠償請求、契約の解除をすることができないものとします。

## 4. 活用上の制約等

### (1) 市街化調整区域における規制

本市は宇都宮都市計画区域内の線引き都市計画区域内であり、公募する3施設は市街化調整区域内にあります。この区域内での開発及び建築行為は、都市計画法等の関係法令により規制されていることから、事業者は、都市計画法第34条各号に掲げる立地基準及び第33条の技術基準を満たす内容で事業を行うこととなります。

また、用途変更に伴い建築基準法や消防法等への対応が必要となりますので、事業者の責任において事前に関係部署の窓口にご相談・確認するなど、各種法令や必要な要件等を全て満たし提案事業の検討を行ってください。

### (2) 主な設備

設備名	設置状況		
	旧中村南小学校	旧東沼小学校	旧山前南小学校
①電気	高圧電力受電 キュービクル1基	高圧電力受電 キュービクル1基	高圧電力受電 キュービクル1基
②上水道	受水槽、高架水槽 揚水ポンプ	受水槽、高架水槽 揚水ポンプ、井戸ポンプ	受水槽、高架水槽 揚水ポンプ
③汚水処理	単独浄化槽 50人槽	農業集落排水処理施設	単独浄化槽、三次処理槽 75人槽
④雨水処理	雨水調整施設等あり	雨水調整施設等あり	雨水調整施設等なし
⑤空調設備	職員室、教室（特別教室 除く）等にエアコン設置	職員室、教室（特別教室 除く）等にエアコン設置	職員室、教室（特別教室 除く）等にエアコン設置
⑥消防設備	屋内消火設備、消火器 火災報知器、誘導灯等	消火器、火災報知器 誘導灯等	消火器、火災報知器 誘導灯等
⑦通信設備	電話回線 <sup>㊦</sup> インターネット回線 <sup>㊦</sup> 無線LAN <sup>㊧</sup>	電話回線 <sup>㊦</sup> インターネット回線 <sup>㊦</sup> 無線LAN <sup>㊧</sup>	電話回線 <sup>㊦</sup> インターネット回線 <sup>㊦</sup> 無線LAN <sup>㊧</sup>
⑧機械警備	機械警備継続中	機械警備継続中	機械警備継続中
⑨ガス	プロパンガス	プロパンガス	プロパンガス
⑩給湯器	給湯室、保健室、家庭科 室	給湯室、保健室	給湯室、保健室、家庭科 室

### (3) 供給処理

「(2) 主な設備」に記載のある①電気から⑩給湯器は、現状有姿での引渡しとなりますので、これらの設備に係る費用は事業者負担とします。

また、建物の用途変更により利用状況が変わることとなった設備又は、増設をした設備等については、既存部を含めて事業者が更新の費用を負担することとします。なお、用途変更の目的にかかわらず長寿命化目的の修繕及び引渡し後の維持管理についても事業者負担のもと行ってください。

また、各設備の特記事項は以下のとおりです。

#### ①電気

電気工作物の維持及び運用に関する保安を監督するために、電気主任技術者の選任が必要となります。賃貸借契約後は、利用事業者は電気主任技術者の選任又は、現在市で契約している電気主任技術者の切替を行うものとします。

#### ②上水道

建物外（地中埋設）の給水管渠の修繕は市の責任で行うこととします。

#### ③汚水処理

建物外（地中埋設）の排水管渠の修繕は市の責任で行うこととします。

旧山前南小学校の単独浄化槽は、旧基準の構造のため使用することができないことから、合併浄化槽を設置することが必要です。

#### ④雨水処理

旧山前南小学校の雨水処理は、区域内で処理することとなりますが、雨水排水処理基準を満たしていないため、関係法令に基づく雨水処理設備の設置が必要となります。（概算で約 700 m<sup>3</sup>の容積を要する雨水浸透槽が必要となる見込みです。）

#### ⑤空調設備

空調設備の設置状況や稼動状況については、現地見学を行い十分に確認してください。

#### ⑥消防設備

事業者の責任において、関係法令に基づいた設備を検討し、再利用や新規設置を行うこととします。

また、法定点検を実施し、点検費用や点検に基づく消火器等の交換費用や修繕等は事業者が負担して行ってください。

なお、賃貸借契約後は防火管理者を市から利用事業者に切替するものとします。

#### ⑦通信設備

電話回線、インターネット回線ともに現在は解約しています。使用については、事業者が通信会社に問合せをして契約をしてください。

#### ⑧機械警備

機械警備を継続して使用する場合は、警備会社と契約を締結し、警備委託費は事業者の負担とします。また、事業開始前に機械警備を解約する場合は、事前に市と協議の上、市が機器を撤去します。また、事業開始後の機器の撤去については、事前に市と協議の上、事業者が責任を持って行うこととします。

#### ⑨ガス

使用については、事業者がガス会社に問合せをして契約をしてください。

#### ⑩給湯器

使用については、事業者がガス会社に問合せをして契約をしてください。

### (4) 看板等の設置や景観への配慮

看板を設置する場合、あるいは既存建物等の外装に変更を行う場合は、真岡市景観条例、栃木県屋外広告物条例の手続きが必要になりますので、詳細について、真岡市都市計画課と協議してください。

## (5) 問合せ先

相談内容	担当課	電話番号
建築基準法に関する事	真岡土木事務所	0285-83-8308
開発許可制度に関する事	真岡市都市計画課	0285-83-8153
景観法に関する事	真岡市都市計画課	0285-83-8152
屋外広告物条例に関する事	真岡市都市計画課	0285-83-8152
消防法に関する事	真岡消防署	0285-82-3161
水道法に関する事	真岡市水道課	0285-83-8167
農業集落排水事業に関する事	真岡市下水道課	0285-83-8144

## 5. 応募資格

応募者は、次に掲げる資格基準を満たす、法人格を有する団体または法人格を有する複数の団体からなるグループとします。但し、本市と本契約を締結するまでに、法人格を取得見込みの団体の応募も可能とします。

複数の団体等からなるグループとして応募する場合は、代表の団体を設定することとし、この代表団体は法人格を有するものとします。資格基準を満たさない団体等が含まれるグループは応募不可とします。また、同一の団体等が複数のグループに属して応募すること及び別途単独で応募することは不可とします。

### 【資格基準】

- ①地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当しないこと。
- ③無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者でないこと。
- ④真岡市暴力団排除条例（平成24年12月19日条例第32号）第2条第1号、第5号～第6号に該当しないこと。
- ⑤真岡市暴力団排除条例第6条に規定する密接関係者を定める規則（平成24年12月28日規則第40号）で定める者に該当しないこと。
- ⑥国税、都道府県税または市町村税を滞納していないこと。

## 6. 応募の手順

全体スケジュールの予定は、以下のとおりです。

内容	日程
公募要項の公表、配布開始	令和4年1月12日（水）
質問受付期間 ※質問に対する回答は2月3日（木）までに行います。	令和4年1月12日（水）～ 令和4年1月31日（月）
現地見学期間	令和4年1月12日（水）～ 令和4年1月31日（月）
応募登録書類の提出期間	令和4年1月12日（水）～ 令和4年2月9日（水）
提案書類の提出期間	応募登録結果受領後～ 令和4年2月28日（月）
提案内容のプレゼンテーション審査の実施	令和4年3月下旬
優先交渉権者の決定	令和4年4月
地域説明会の実施 基本協定の締結	令和4年5月
議会の議決（必要な場合） 賃貸借契約締結	令和4年6月以降

\*参加者が多数となった場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査を実施します。そのため上記の日程が変更になることがあります。

\*市有財産を減額又は無償で貸し付けることについては、「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」に該当する場合を除き、地方自治法第96条の規定により市議会の議決を得る必要があります。

### （1）公募要項の配布

#### ア 配布期間

令和4年1月12日（水）から令和4年2月9日（水）まで（土日祝日を除く）

#### イ 配布時間

午前9時から午後5時まで

#### ウ 配布場所

真岡市総務部財政課

\*真岡市ホームページでもダウンロードできます。

## (2) 質問及び回答

本公募要項に関して不明な点がある場合には、次により質問書（様式7号）を提出してください。

- ア 受付期間 令和4年1月12日（水）から令和4年1月31日（月）
- イ 提出方法 電子メールによる（持参等その他の方法は受け付けない）
- ウ 提出先 電子メール：[zaisei@city.moka.lg.jp](mailto:zaisei@city.moka.lg.jp)
- エ 回答方法 質問に対する回答は本市ホームページに公表します。

## (3) 現地見学

令和4年1月12日（水）～1月31日（月）の間で受付しておりますので、「8. 担当窓口」までお問い合わせください。日時等調整いたします。なお、現地見学は1団体1回とします。

## (4) 応募登録書類の提出

- ア 提出期限  
令和4年2月9日（水）午後3時必着
- イ 提出方法  
「エ」に規定する提出書類を持参又は郵送により提出してください。郵送の場合には配達日時が確認できる方法とし、2月9日（水）必着とします。その場合、事前に郵送提出の旨を市担当まで連絡してください。
- ウ 提出先  
〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地 真岡市総務部財政課管財係
- エ 提出書類
  - (ア) 応募登録申請書（様式1号または様式2号）
  - (イ) 応募資格申出書（様式3号）
  - (ウ) 応募者の概要書（様式4号）

\*グループとして応募する場合は、(イ)～(ウ)については全ての団体等が提出してください。
- オ 応募登録結果の通知  
令和4年2月中旬に電子メールの送信とともに普通郵便により発送します。
- カ 応募辞退届の提出  
応募登録後、プレゼンテーション審査を辞退する場合は、書面にて辞退届（任意様式）を提出するものとします。

## (5) 提案書類の提出

### ア 受付期間

応募登録結果受領後から令和4年2月28日(月)午後3時まで

### イ 提出方法

「オ」に規定する提出書類を持参又は郵送により提出してください。郵送の場合には配達日時が確認できる方法とし、2月28日必着とします。その場合、事前に郵送提出の旨を市担当まで連絡してください。

### ウ 提出先

〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地 真岡市総務部財政課管財係

### エ 書式等

用紙はA4判とし、事業提案書(様式6号)は図表、写真等の説明文を含め、最大10頁までです。書式は任意としますが、事業提案書の記入項目は必ず章立てて遺漏のないよう記載してください。なお、事業提案書(様式6号)がプレゼンテーションの資料となります。

### オ 提出書類

- (ア) 定款(写し)
- (イ) 法人登記簿謄本(提出日3か月以内に発行されたもの。原本)
- (ウ) 団体等の事業前年度における事業報告書(写し)
- (エ) 団体等の事業前年度における収支(損益)計算書(写し)
- (オ) 団体等の事業前年度における貸借対照表及び財産目録(写し)
- (カ) 応募申込書(様式5号)
- (キ) 事業提案書(様式6号)最大10頁まで

### カ 提出部数

(ア)から(カ)については、正本1部を提出してください。

なお、(キ)事業提案書については、正本1部、副本7部、当該提案書の電子データが保存されているCD-R等を1枚提出してください。

### キ プレゼンテーション審査日時の通知

令和4年3月中旬に電子メールの送信とともに普通郵便により発送します。参加者多数となり書類審査を行った場合は、書類審査結果も併せて通知します。

### ク 提案書類提出後、プレゼンテーション審査実施前に提案内容について市から質問を行う場合があります。

## (6) プレゼンテーション審査の実施

事業提案内容について、次によりプレゼンテーション審査を実施します。

ア 日程

令和4年3月下旬予定

イ 場所

真岡市役所本庁舎3階会議室

ウ 内容

(ア) 事業提案書(様式第6号)の説明(20分以内)

(イ) 質疑応答10分程度

エ 出席者

説明者3人以内

オ 使用機器等

パソコンを持参し使用することができる。

(プロジェクター、スクリーンは当市で準備します。)

カ プレゼン資料

使用する資料は「6. (5) オ 提出書類」のうち、「(キ) 事業提案書(様式6号)」のみ(プロジェクター等を使用した拡大映像での説明可)とします。提案書提出時に提出していない新たな資料は使用不可とします。

キ 失格

欠席または遅刻した者は、失格とします。

ク その他

準備にあてることができる時間は、5分程度とします。

## (7) 審査の概要

### ア 選考体制

優先交渉権者を選定するための審査は、別に定める「真岡市廃校利活用選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

### イ 審査項目及び配点

審査項目及び配点は次のとおりです。

審査項目	審査基準	配点
事業内容	事業概要 ・真岡市の廃校を利活用する理由に妥当性があるか ・事業概要は実現性の高い提案であり、かつ将来性があるか ・施設利用イメージは有効性があり、施設の維持管理は見込めるか	30点
	事業計画 ・事業開始までのスケジュールが具体的で実現性があるか ・事業年次計画が適正で実現性や継続性があるか ・事業資金計画が適正で実現性や継続性があるか	30点
	地域への貢献 ・地域との連携や協働事業に資するものか ・地域雇用の創出、地域経済の活性化及び地域社会への貢献に資するものか	20点
事業実施者	・廃校利活用をした類似事業の実績	5点
	・提案事業の経験、実績	5点
価格	・賃貸借料の提案価格	10点
合計		100点

\* 「3. (2) 貸付に関する事項」や「4. (3) 供給処理」の費用について協議事項があれば、様式6号事業提案書「2. (4) 費用についての協議事項」に記載してください。

例えば、旧山前南小学校の合併浄化槽の設置及び雨水排水設備の設置については事業者負担を前提としますが、費用負担は市と協議することができるものとします。

\* 様式6号事業提案書の「2. (4) 費用についての協議事項」は、審査対象となり±10点の配点がされます。

#### ウ 優先交渉権者の選定・通知

選定委員会による採点の結果を踏まえ、最終的に市が優先交渉権者及び次点者を選定します。なお、予め設定する最低点に満たない場合、例えば1者のみの提案であっても、優先交渉権者なしとなる場合があります。結果については、普通郵便により個別に発送します。

### (8) 地域説明会の実施

優先交渉権者は、提案事業の内容について、決定後速やかに地域説明会を実施することとします。開催日時及び場所等については、市と協議で行うこととします。

### (9) 基本協定締結

優先交渉権者選定後は、優先交渉権者と市で基本協定を締結し、本契約に向けて協議することとします。

### (10) 賃貸借契約の締結

基本協定に基づき協議を進めた結果、真岡市・優先交渉権者双方合意に達した場合、本契約を締結します。協議の結果双方合意に至らなかった場合、それまでの検討に要した費用等について、市では一切補償いたしません。

## 7. その他の事項

- (1) 市が提示する書類及び資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
- (2) 本事業への参加費用、その他費用については、すべて応募者の負担とします。
- (3) 応募書類の提出後、これに係る一切の修正等は認めません。ただし、明らかな誤りであって、その修正を当市が認めた場合、または、本事業の公正な実施に支障の恐れがある場合等で当市からの指示があったものについては、この限りではありません。
- (4) 提出書類等は、返却しません。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報、本選考に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しません。

- (6) 提出書類等は、原則として公開しません。ただし、本選考に係る情報公開請求があった場合には、真岡市情報公開条例の規定に基づき、応募者に明らかに不利益を与えると認められる等の情報を除き、応募者の承諾を得ずに提出書類等を公開することができるものとします。
- (7) 選考結果及びその審議の内容に関し、応募者からの照会には一切応じません。
- (8) 本事業の説明会は、実施しないものとします。
- (9) 本要項に定めがない事項については、当事者間での協議の上、決定します。

## 8. 担当窓口

〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地  
真岡市総務部財政課管財係  
TEL:0285-83-8103 FAX:0285-82-1065  
Eメール: zaisei@city.moka.lg.jp

## 様式集

様式1号 応募登録申請書（単独応募用）

令和 年 月 日

真岡市長 石坂 真一 様

## 応募登録申請書

「真岡市廃校利活用推進事業 事業者提案 公募要項」に従い、必要書類を添えて応募登録を申請します。

事業者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

担当責任者の連絡先

担当者部署

氏名

電話番号

メールアドレス

様式2号 応募登録申請書（グループ応募用）

令和 年 月 日

真岡市長 石坂 真一 様

応募登録申請書

「真岡市廃校利活用推進事業 事業者提案 公募要項」に従い、必要書類を添えて応募登録を申請します。

代表企業名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

<グループ構成>

住所（所在地） 商号又は名称 代表者職氏名	担当者部署・氏名 担当者連絡先 担当者メールアドレス
㊞	
㊞	
㊞	
㊞	

令和 年 月 日

真岡市長 石坂 真一 様

## 応募資格申出書

以下の資格基準をすべて満たすことを申し出ます。

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

資格基準（公募要項「5. 応募資格」に規定する項目）		確認欄
(1)	地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。	<input type="checkbox"/>
(2)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当しないこと。	<input type="checkbox"/>
(3)	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者でないこと。	<input type="checkbox"/>
(4)	真岡市暴力団排除条例（平成24年12月19日条例第32号）第2条第1号、第5号～第6号に該当しないこと。	<input type="checkbox"/>
(5)	真岡市暴力団排除条例第6条に規定する密接関係者を定める規則（平成24年12月28日規則第40号）で定める者に該当しないこと。	<input type="checkbox"/>
(6)	国税、都道府県税または市町村税を滞納していないこと。	<input type="checkbox"/>
(7)	提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。	<input type="checkbox"/>

\*各号に該当する場合は、確認欄の中の「□」に「✓」を記入してください。

\*応募の確認については、契約締結前に改めて確認し、必要に応じ関係書面による提出を求めることがあります。

## 応募者の概要書

事業者名	
設立年月日	
資本金	
従業員数	
主たる業務内容	
事業・活動の特色等	
その他特記事項	

\* 1枚で収まらない場合は、改行して複数枚として提出しても構いません。

\* グループとして応募する場合には、全ての構成企業について提出してください。

様式5号 応募申込書

令和 年 月 日

真岡市長 石坂 真一 様

## 応募申込書

事業者名（代表企業名）

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名 ⑩

担当者の連絡先

担当者部署 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

事前に応募登録している「真岡市廃校利活用推進事業 事業者提案 公募要項」に基づき、関係書類を添えて応募申込みします。

関係書類

事業提案書（様式6号）

## 事業提案書

事業者名（代表企業名）： \_\_\_\_\_

### 1. 旧学校施設の利用計画

利用希望施設	○をつける		
	旧山前南	旧東沼	旧中村南
希望貸付期間	年間		
利用施設の用途			
予定する事業の法的位置付け	<p style="color: red;">*該当するものがあれば記入してください。</p> <p style="color: red;">例：社会福祉法第○条に基づく○○事業</p>		
建築基準法上の用途			
賃貸借料提案価格 (年額)	円		
	*消費税及び地方消費税を除いた額		
上記提案価格の積算根拠、理由			
廃校利活用をした類似事業の実績			
提案事業の経験、実績			

## 2. 事業内容

### (1) 事業概要

13ページの審査基準に基づいた提案とし、以下の事項は必ず記載してください。

- \*なぜ真岡市の廃校を利活用するのかを市の政策に沿って具体的に記載してください。
- \*誰が誰に対してどんな事業を実施するのかを具体的に記載してください。また、組織体制（事業の運営体制、スタッフの所持資格等）についても記載してください。
- \*校舎（使用する教室全て）、校庭、体育館、プールについて、想定される利用イメージを記載してください。
- \*体育館、校庭は、避難所の指定や地域スポーツクラブ等の利用があります(別添物件概要参照)ので、それらの活動に配慮した提案を行ってください。

## (2) 事業計画

13ページの審査基準に基づいた提案とし、以下の「ア」から「ウ」の項目は必ず記載してください。

### ア 事業開始までのスケジュール

\*優先交渉権者に決定してから事業開始までの想定スケジュールをできる限り詳細に記載してください。施設の改修（設計・工事）、事業開始に必要な各種申請（開発行為申請など）を含めたスケジュールとしてください。

### イ 事業の年次計画

\*今後10年間事業を継続できるための年次計画を具体的かつ簡潔に記載してください。

### ウ 事業の資金計画

\*今後10年間事業を継続できるための資金計画を具体的かつ簡潔に記載してください。

### (3) 地域への貢献

\*学区地域との連携や協働事業について具体的に記載してください。

\*地域雇用の創出、地域経済の活性化及び地域社会への貢献について具体的に記載してください。

### (4) 費用についての協議事項

\*「3. (2) 貸付に関する事項」や「4. (3) 供給処理」の費用について協議事項があれば記載してください。

例えば、旧山前南小学校の合併浄化槽の設置及び雨水排水設備の設置については事業者負担を前提としますが、費用負担は市と協議することができるものとします。

\*様式6号事業提案書は、最大で10頁までとします。(1)～(4)の項目に沿った事業提案としてください。

令和 年 月 日

真岡市長 石坂 真一 様

## 質 問 書

事業者名（代表企業名）

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

連絡先	担当者名	
	電話番号	
	電子メール	

（質問内容）

（記載要領）

- 1 質問事項は、見出しをつけ、内容を簡潔に記すこと。
- 2 質問事項が複数ある場合には、見出しに通し番号を付すこと。
- 3 欄が不足する場合には、複製し、複数枚として提出することができる。